

I 住田町森林認証グループ森林管理計画書

1、名称および連絡先

- ①名 称 住田町森林認証グループ
- ②所 在 地 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 99 番地 1
気仙地方森林組合内
- ③代 表 者 気仙地方森林組合 代表理事組合長 高橋 勲
- ④連 絡 者 気仙地方森林組合
森林認証担当者 菅野由加里 TEL 0192-46-2621 FAX 0192-46-3901
E-mail mori2621@oregano.ocn.ne.jp
住田町役場林政課
森林認証担当者 石橋颯己 TEL 0192-46-3868 FAX 0192-46-3515
E-mail souki409@town.sumita.iwate.jp

2、住田町の概要

①位置及び自然的条件

住田町は岩手県の東南部に位置し、北は遠野市、東は釜石市、南東は大船渡市、南は陸前高田市、南西は一関市、西は奥州市に接する中山間地域であり、東西 33.68km、南北 19.02km で、面積は 334.83km²である。町面積の約9割が林野で、北は北上山系の主脈である高清水山(1,013.9m)、貞任山(884.2m)、夕日山(745.9m)等による分水嶺に沿って遠野市に接し、東は愛染山(1,228.5m) および五葉山(1,351.3m)を主峰とする分水嶺により釜石市に接している。西境は種山高原、姥石峠により奥州市に連なる。したがって、それらの支脈が四方に延びていて、町内には山岳地が多い。耕地については、林野と表裏の関係となるが、耕地面積が非常に狭小である。地勢は一般に急峻であり、気仙川の流域およびその支流に沿って、やや平坦地があり、田・畑・宅地等の平坦部及び居住可能面積の占める割合は5%にしかすぎない。この部分が町の主要な耕地を形成しているのみである。林地を構成している地質は、古生代の堆積岩(輝緑凝灰岩、粘板岩、頁岩、礫岩、石灰岩等)と中生代の火成岩である花崗岩質岩と安山岩質岩に大別され、尾根沿いの緩斜面には火山灰起源の黒色土、斜面は褐色森林土からなっている。

気象条件は、三陸海岸の沿岸部に近いことから海洋性気候の影響を受け、岩手県にあって冬季は温暖な地域に属する反面、夏季は冷涼な地域である。

気温は、最高気温が 33℃、最低気温が -10℃と約 40℃の温度差があり、平均気温は 10℃と低い傾向にある。

日照時間は年間約 1,400 時間、降水量は 1,300mm、冬期間の降雪量は 20cm と比較的少ない。風力は、四方を山に囲まれている影響から、最大でも 10m 前後、平均で 2m 程度と弱い傾向にある。

②林業のあしどり

住田町 1 町からなる気仙郡では、徳川幕藩体制以前から多くの木材生産が行われていた。承安年中

(1171～1175年)には、藤原秀衡が平泉に堂塔・居館を造る。そこに使われた木材の多くは気仙郡産出のものであったという。五葉山や氷上山から伐りだされた用材が気仙川を下り、石巻港から北上川をさかのぼって運ばれたのである。また当時は、用材の供出には同時に労役の提供が伴い、平泉の建設には気仙の民衆が多く従事したと考えられている。この事実は後に気仙大工といわれる集団の歴史とも重なるものである。

藩政時代における人々と森林・林業の係わりでは、町内の上有住における秋丸御林、下有住の火の土地地区や世田米の種山地区で木地師による木地挽物が多く生産されるほど、充実した森林が存在し、また、炭や薪の生産も盛んに行われ、地域へ供給されてきた。

住田町の林業や林野所有における最大の特徴は、町有林の面積が大きく、林野全体に占める比率が高いことである。

町有林は、旧藩政時代の農用林や薪炭林など、集落の人々が入り会い、利用してきた林野を中心に形成されたものである。そして、部落有林から村有林、さらに町有林へと昭和30年の合併を経て所有規模が拡大してきた。

明治期において、林野利用の主たる内容は採草と放牧であり、特に中期以降は軍馬需要の増大から、馬産が農家や地域にとって重要な位置を占めていた。ところが大正期における産業の大きな変革から、林野そのものもつ生産力による薪材と木炭生産に移行し、生産量が急増した。昭和に入り、戦前期からはスギの造林が拡大、終戦後の拡大造林によってスギの人工林が急増した。この昭和30～40年代は高度経済成長期にあり、地域の経済構造が大きく変貌し、そのもとで林野利用の形や林業のあり様も大きな転換(木炭利用から用材利用へ)を迎えた時期であった。

日本経済が低成長段階へと移行する昭和50～60年代には、学識経験者の協力により「住田町林業振興計画」を策定し、林業を新たな地域戦略の中核に位置づけながら様々な取り組みがなされた。

こうした中で、川上から川下までの一連のシステムのさらなる強化、森林空間の多面的利用、森林の公益的機能の発揮等の目標に向け、森林・林業中心の循環型社会の実現を目指した取り組みを展開している。

③林業の特徴

本町の森林面積は29,972haで、総面積の約90%を占めている。保有形態別では、国有林が約22%、県有林が約8%、町有林が約30%、私有林が約40%である。

町内の林家数は約550戸で、小規模林家が多い状況であることから、地域の森林・林業の先導役として果たす町有林の役割は大きい。

林業は町の基幹産業であり、長引く木材価格の低迷により生産額は減少しているものの、昭和57年に気仙大工の技術を活かした産地直送の注文住宅会社、平成6年にはプレカット工場、平成11年には集成材工場、平成14年にはラミナ工場が操業となるなど、気仙地方(大船渡市、陸前高田市、住田町の2市1町)の木材集散地の地位を担うとともに、川上から川下までの一連の体系が整備されつつある。また、間伐・枝打ち等の森林整備も他地域と比較して積極的に行われており、地域が一体となり取り組みを展開している。

本町における森林・林業施策展開の指針とすべく、町内林業関係者で構成する住田町林業振興協議会が中心となり、昭和52年に「住田町林業振興計画」を策定。次いで平成5年に「第2次住田町林業振興計画」、平成16年度に「森林・林業日本一のまちづくり」を策定し、木材生産から加工・流通に至るまでの強固な地域林業システムと、森林資源を活用した循環型の地域社会、環境に配慮した森林経営の構築を目指すこととしている。また、平成14年度の住田町総合発展計画後期基本計画(平成14年度～平成18年

度)からは、住田町として自立・持続していくためのプロジェクトの一つとして「森林・林業日本一のまちづくり」プロジェクトを明示し、地域の森林・林業の活性化、さらには地域全体の活性化に向けたまちづくりのより処としている。

木材利用の面については、東日本大震災が発生してまもなく町単独予算により木造の仮設住宅を建設した。平成26年9月には地元のスギ・カラマツを豊富に使用した役場庁舎が完成し、11月には全国森林・林業の先進自治体が一堂に会する「全国木のまちサミット」を開催した。平成30年3月には、同じく地元のスギ・カラマツを豊富に使用した大船渡消防署住田分署が、令和4年度4月にも地元のスギ・カラマツを使用した上有住地区公民館が完成するなど、「木のまち住田」の印象を強く形成している。

一方で、林業関係の後継者については課題がみられる。特に川上においては、植栽や下刈り作業等を担う労働者が高齢化、減少している。本町における基幹産業の一端を担う林業関連の後継者は、単なる一業種の後継者ではなく町全体の担い手であるため、今後も一層力を入れて後継者の育成に努めていく必要がある。

④希少動植物

動物 猛禽類として、イヌワシ・クマタカ・ハヤブサの棲息が確認されている。

哺乳類としてホンシュウジカの北限と言われ、特別天然記念物ニホンカモシカも棲息している。

植物 国内希少野生動植物種に指定されているアツモリソウは、町の花として指定されている。

3、認証対象森林の概要と特徴

認証対象森林の面積は約14,100haであり、その構成は町有林が約8,900ha、私有林は約5,200haとなっている。人工林率は約51%となっており、その樹種別の内訳はスギが30%と最も多く、アカマツが14%、カラマツ8%となっている。

平成19年度からは住田町の補助金事業として「FSCの森整備事業費補助金」が、平成20年度からは「FSC森林認証林高齢級間伐事業」が創設され、こうした補助事業も活用される中で認証林の整備が進められている。

また木材以外の林産物としては、しいたけが生産されている。

①対象森林の所在地と面積

所在地：「森林認証対象森林位置図」（気仙地方森林組合保管）のとおり

面積：「住田町森林認証グループ会員名簿」（別冊）のとおり

②高い保護価値（HCV）の森林、保全地帯について

「住田町森林認証林における高い保護価値（HCV）の森林」〈Ⅲ資料編71頁〉のとおり

「保全地帯の林小班リスト」のとおり〈Ⅲ資料編72頁〉のとおり

4、森林管理の原則

①基本理念

F S Cの原則と基準及び関係法令を遵守し、自然環境と調和しながら、森林の蓄積を減らすことなく、持続可能な森林経営を通じて地域社会に貢献します。

②基本方針

自然

- 自 - 1 : 天然林をはじめ、多種多様な森林を保全します。
- 自 - 2 : 貴重な野生動植物を保護し、生物多様性豊かな森林空間を維持します。
- 自 - 3 : 水源を涵養し、水量・水質の保全に貢献します。

社会

- 社 - 1 : 地域における就業安定と雇用創出に努め、地域の社会的・経済的発展に貢献します。
- 社 - 2 : 森林の取り扱いにおいては、目標となる作業・施業を明確にし、森林に携わる全ての人々の安全確保を図ります。
- 社 - 3 : 地域内外の多くの人々、特に子供達への環境教育と林業体験等の場としてフィールドを提供します。
- 社 - 4 : 地域の文化や伝統を尊重し、次代へつないでいきます。

経済

- 経 - 1 : 林野からのさまざまな製品の安定供給と利用の拡大・高度化に努めます。
- 経 - 2 : 木材生産においては、マーケット・メカニズムを尊重し、コスト論理も失わないよう心がけます。

5、森林の管理方策

①多面的機能ごとの管理計画と施業方法（基本方針：自 - 1）

各林分について、発揮すべき多面的機能ごとに管理計画を立て、それに従って施業を行うこととする。短期的・中期的には原則として森林計画制度における「市町村森林整備計画（住田町林政課保管）」を活用することとし、原則としてこの計画に適合するように適宜施業を実施する。具体的には、市町村森林整備計画に定められた森林区分に加えて地域住民からの要望等も踏まえ、林分ごとに発揮を促すべき多面的機能を認識し、それに配慮した施業を実施する。なお、環境影響評価による管理活動の予測は、対象作業の全ての現場で、造林・保育チェックリスト、＜Ⅲ資料編 30 頁＞、林道、作業道等開設（改良）工事チェックリスト＜Ⅲ資料編 31 頁＞、伐採（主伐・間伐）チェックリスト＜Ⅲ資料編 32 頁＞に記録する。事前に環境への悪影響を把握した場合は、「環境影響評価手順書」＜Ⅲ資料編 45 頁＞に従いその影響を評価した上で「環境影響評価記録表」＜Ⅲ資料編 46 頁＞に記録・保存する。

長期的には次のような考え方を基本とする。人工林は、自然条件と社会経済条件から経済林適地に限定することとし、できるだけ自然本来の森林の姿を追求することとする。その上で、齡級構成や生産の持続を確保することとする。町有林における人工林の針葉樹の取り扱いについては、自然条件等を勘案しながら判断することとするが、概ねの方針は以下のとおりとする。

- ① 経済林適地・・・標準伐期による一般材生産、経済林として利用
- ② 環境林適地・・・長伐期施業や複層林施業、施業実施後は育成天然林へ誘導

（参考：公益的機能別施業森林等の区分）

- 1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 3 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 4 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 5 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

※参照元：住田町森林整備計画

（参考：森林の多面的機能）

- 1 水源涵養機能
- 2 山地災害防止・土壌保全機能
- 3 快適環境形成機能
- 4 保健・レクリエーション機能
- 5 文化機能
- 6 生物多様性保全機能
- 7 木材等生産機能

※これ以外に「地球環境保全機能」があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能である。

※参照元：住田町森林整備計画

②林種ごとの施業方法（自 - 1）

広葉樹について

多様な樹種や林齢により構成される森林を目指し、認証林の33%を占める広葉樹林のうち、奥地の広葉樹林や溪畔林等は生物多様性の保全や公益的機能の維持・増進のため保護に努める。

二次林については、シイタケほだ木や木炭の生産、パルプ、バイオマス利用など幅広い資源利用を行い、持続的な森林経営を進めるよう努める。また、森林環境教育の場としても積極的に利用する。

伐採については、基本的に1伐区の皆伐面積を3ha以下とし、これを越える場合は事前に管理会の承認を受けるものとする。

同じ流域内を伐採する場合には数年に分けて伐採を行い、保残帯を設け、最大でも流域内の伐採面積が12haを越えないこととする。伐採に当たっては、各種チェックリストを遵守し、有用母樹や斜面上部の広葉樹を保存するなど、天然更新を促す方法をとる。伐採後5年以内に管理会による経過観察を行うこととし、更新完了が確認できない場合は、森林所有者によって植栽や更新補助の実施を検討する。また、一時的な作業路は埋め戻しを行い、土砂流出や崩壊を未然に防止する。

針葉樹の人工林について

適切な保育間伐を実施して、持続的な木材生産を推進すると同時に広葉樹など下層植生の発達を促し、植生の多様性を確保する。

1伐区の皆伐面積は必要最小限に抑え、安定した土壌や地形においても、流域内の伐採面積は16haまでの規模とする。なお、平均傾斜が35度以上かつ伐採斜面下部すぐに住宅等保全すべき施設がある場所は、森林法等の法令指定がない場合であっても、土砂流出等の危険が考えられるため、1ha以下の伐採とする。

また、周囲が高木性の広葉樹林に隣接している、林内に高木性の樹種が多く混交しているなど、旺盛な天然更新が見込まれる箇所や、造林に不適切な箇所については、天然林への移行を図っていく。再造林を行わない森林については、管理会で経過観察を行い、伐採後5年以内に天然更新が見込まれない場合、森林所有者によって再造林や広葉樹の植栽を行う。奥山や急傾斜地等の人工林については、天然林への移行を図っていく。

- ・伐採（主伐、間伐）事前チェックリスト（Ⅲ資料編32頁）
- ・オイルの使用：「森に優しい植物チェーンオイル」（Ⅲ資料86頁）
- ・化学薬品の使用：「忌避剤の使用・取扱注意事項」（Ⅲ資87頁）による現地指導
 - ：「環境ホルモンと疑われている化学物質一覧表（63種）」（Ⅲ資料編90頁）による確認
 - ：「化学薬品使用記録簿」（Ⅲ資料編33頁）への記録
 - ：「FSC森林認証木材生産及び販売手順書」（Ⅲ資料編109頁）

皆伐を控える森林について

高い保護価値（HCV）の森林は、原則、大面積の皆伐を控える。また、その周辺については、保護の理由を鑑み、対象地の保全に配慮した上で森林施業を行う。保全地帯については、原則として大面積の皆伐を控え、人工林内も含め全体の景観レベルでの生態系の価値と保全状態を維持するように努める。

更新の確保について

皆伐後の林分については人工更新または天然更新によって確実に更新を図ることとし、林地の保持に努める。皆伐後、更新未了となっている箇所については「更新状況記録票」〈Ⅲ資料編 34 頁〉に記録し、天然更新不調箇所の再造林を促していくこととする。調達苗木については地域に適合したものであることを苗木注文書で確認する。

林種の転換について

自然林の転換及び自然林の転換により成林した人工林の林地以外への転換について、「原則と基準」6.9 または 6.11 に記された特定の場合を除き認めず、転換が行われた場合は認証林から除外することとする。このことについて、例外的に認められる場合は「自然林転換記録表」にその理由を付して記録することとする。

③ 水源の涵養（自 - 3）

溪流沿いには、土砂流出の抑制や溪岸浸食を防止するため溪畔林を設け、その幅は、樹高を目安として設定することとする。対象となる溪流については、「溪畔林の保全」〈Ⅲ資料編 93 頁〉を参考とする。溪畔林が天然林の場合には、極力現状を維持し、生態系に配慮した施業を実施する。溪畔林が人工林の場合には、間伐の段階から灌木を導入し、広葉樹との複層林化を図り、人工林の主伐後は天然林へ移行する。

河川水質検査や水生生物調査、河川巡視の結果も参照し、異常がみられる際には実行中の事業等を精査し、原因の特定と改善に努めることとする。

④ 野生動植物との共存（自 - 2）

野生動物の棲息場所や採餌場所に配慮し、果実のなる樹種を残し、倒木や枯損木等の保残に努める。

また、在来生態系の保全のため、施業に伴う外来種の導入は原則行わない。

イヌワシ、アツモリソウなど稀少種の発見に際しては、各種チェックリスト（「造林・保育」、「伐採（主伐・間伐）」、「林道・作業道開設（改良）」）における「観察記録」欄により、サイト管理者を通じて代表者に報告するものとする。

- ・リスト：「野生鳥獣一覧」〈Ⅲ資料編 94 頁〉のとおり
：「野生植物一覧」〈Ⅲ資料編 95 頁〉のとおり
- ・希少種営巣周辺施業方法：「イヌワシ・クマタカ・オオタカの営巣周辺における森林施業について」〈Ⅲ資料編 96 頁〉のとおり

⑤ 地域社会との関わり（社 - 3、社 - 4、経 - 1）

森林のもたらす恩恵が地域社会の文化や様々な慣習に関係していることを認識し、地域とのコミュニケーションを図りながら森林施業を行うこととする。

特用林産物（経 - 1）

町有林では、町民はキノコや山菜等を自家消費の範囲内で自由に採集することができる。町内での特用林産物の算出状況等は「特用林産統計調査」によってモニタリングを行うこととする。

林地残材（経 - 1）

気仙地方森林組合の伐採跡地では、その森林所有者が希望すれば、林地残材を薪等に利用できるように配

慮することができる。

苦情・意見・提案（社 - 4）

森林所有者や町内の森林に関わる者が、森林認証グループ管理に関わる意見・要望・苦情をいつでも伝えたい場合、気仙地方森林組合または住田町役場の窓口や電話にて申し出ることができる。その際、認証グループは「苦情処理手順書」〈Ⅲ資料編 40 頁〉に従い適切かつ迅速に対応し、「苦情（意見）処理表」〈Ⅲ資料編 41 頁〉に記録する。

学習・教育へのフィールド提供（社 - 3）

二次林を中心に森林環境学習や森林レクリエーション等の活動を積極的に受け入れ、行事ごとの実施記録等によりモニタリングを行うこととする。

地域社会で保護する場所（社 - 4）

森林整備の際に、森林内において祠等地域の文化や慣習に基づいた特別な意味をもつ施設等がないか、「地域社会で保護する場所に関する記録手順書」〈Ⅲ資料編 43 頁〉に沿って森林所有者から聞き取り等を行う。このようなものは既存の地図や文献に記載されていないものも多く、その存在情報自体が貴重かつ重要な情報である。聞き取り等により該当する施設が発見された場合、認証グループは「地域社会で保護する場所に関する記録表」〈Ⅲ資料編 44 頁〉に従いその存在を共有し、記録・保存する。

⑥ 林道及び作業道等の新設（補修）（自 - 3、社 - 2）

林道および作業道の開設（補修）

開設基準及び実施基準等に基づき、地質、地形、周囲の状況等に十分に留意し新設（補修）を図ることとする。

- ・「気仙地方森林組合作業仕様書」〈Ⅲ資料編 998 頁〉に基づいた施業を実施する。
- ・調査：「林道・作業道開設（改良）工事チェックリスト」〈Ⅲ資料編 31 頁〉
- ・マニュアル：「作業道・搬出路作設指針」〈Ⅲ資料編 107 頁〉

搬出道について

間伐等を実施するため一時的に搬出道を作設する場合、縦断勾配 18%（約 10°）以下を基準とする。やむを得ずこれを超える場合も概ね 25%（約 14°）以下でかつ短区間に限ることとし、必要に応じて丸太組み等により路体を補強する。また、波形勾配による分散排水、水切りや枝条の設置など雨水による路面の土壌浸食の防止に努めることとする。

⑦ 作業員の保護と森林作業（社 - 2）

認証対象林内での作業は全て法令で定められた技能及び安全講習等を修了した者及び経験者によるのみ実施されるものとする。

森林における作業は「各年安全衛生管理計画」〈Ⅲ資料編 111 頁〉に従うとともに、「気仙地方森林組合作業仕様書」〈Ⅲ資料編 99 頁〉を尊重して行う。農薬等、化学物質の利用の際には、「化学薬品使用記録簿」〈Ⅲ資料編 32 頁〉に記録するとともに、農薬指針に沿って管理を行うことにより、作業員への健康被害の発生を未然に防止する。

作業員には、計画的に環境、安全に対する教育を実施することとし、教育については「教育・研修会等実施状況報告書」〈Ⅲ資料編 112 頁〉、現場指導については「安全巡回点検・指導表」〈Ⅲ資料編 25 頁〉にその記録を保管するものとする。

森林作業によって、地域の法的・習慣的権利、土地や資源または生計に損害を与えた場合は、損害賠償責任を労働基準法条文及び加入保険の約款にしたがって負担するものとする。

⑧ 災害の予防と対応（自 - 1、社 - 2）

「気仙地方森林組合作業仕様書」〈Ⅲ資料編 99 頁〉に則り、火災の予防などに努め、火災発生時には、「災害発生時連絡系統図」〈Ⅲ資料編 114 頁〉により連絡し、関係機関団体等と連絡調整を図り初期消火に努める。

大雨等により、山崩れ、地すべり、林道の流出、土砂災害等の危険性が懸念されるときにも、町・県・国・消防団等と協力しあい被害の発生防止につとめる。

また、平常時の森林施業においても、各種災害の発生しにくい森林づくりに努めることとする。

山崩れ・地すべりといった土砂災害の予防対策として、適時の間伐による下層植生の育成に加え、伐採跡地については更新状況を「更新状況記録票」〈Ⅲ資料編 35 頁〉に記録して管理し、人工・天然を問わず更新を確保することとする。

林道の流出対策として、地形・地質を考慮した崩壊しにくい路網計画を立て、施業後には必要に応じ水切り等の排水を行うこととする。また、大雨後等には林道の経過観察を適宜行い、損傷などが発生している際には修繕を行う。

山火事の防止対策として、毎年春先に山火事防止パレードを実施し、山火事防止意識の啓蒙を図るなど、発生予防の取組を行う。

万一、上記のような災害が発生した際には、「災害発生時連絡系統図」〈Ⅲ資料編 114 頁〉に従って可能な限り迅速にしかるべき機関に連絡し、森林と人身に対する被害を最小限に食い止める。被害地の復旧に際しては、関連部局や機関とも調整を行ったうえで、安全確保を第一とし、治山施設の設置や林道の修繕等を優先的に行ったうえで、林地復旧が可能な箇所を特定し、人工・天然を問わず確実かつ迅速に更新が行われるようにする。

⑨ 森林病虫害や野生鳥獣害への対応（自 - 1）

森林内の林床植生の多様性の維持や確実な人工造林による更新の確保、アカマツ林の保全のため、森林病虫害や野生鳥獣害のうち、甚大な被害が見られるものについては、「森林病虫害及び野生鳥獣被害への対策

方針について」〈Ⅲ資料編 89 頁〉に基づき、マツ枯れ被害木の駆除、有害鳥獣の捕獲による個体数調整、ツリーシェルター等の植栽木の鳥獣害防止など、効果的な防除対策により、鳥獣被害の低減と森林の保全に努める。

⑩ 担い手等の社会的・経済的持続性の確保（社 - 1、経 - 2）

認証林の適切な管理経営について中核的な役割を担う森林所有者や林業事業体について、経済的な持続性を確保しつつ、施業等の個別の担い手についても各種法令等に基づき適切な形で雇用が行われるよう、サイト管理者によって継続的に監視を行うこととする。また、経済的持続性の確保のためには認証材の高付加価値化や流通促進が不可欠であるため、近隣地域等とも連携して販路開拓等の取組を進める。

・教育・研修会等実施報告書〈Ⅲ資料編 112 頁〉

6、行動規範

① コンプライアンスの理解と遵守

法令等を理解し、コンプライアンスの実現に向け適正な業務に努め、法令及び諸規則を遵守し社会倫理にもとづく公平で透明な組織・団体活動を行うこと。

② 贈収賄の禁止

何人に対しても、賄賂の申し出、約束、供与をせず、また賄賂の要求、約束、受領もしないこと。

③ 速やかな報告

コンプライアンス及び贈収賄規制に違反している疑いがある場合は、適切な処置を可能とするために、速やかにサイト管理者に報告し管理会の指示を受けること。

7、モニタリング

「地域の環境と調和しながら、森林の蓄積を減らすことなく、持続可能な森林経営を通じて地域社会に貢献する。」という基本理念に基づき、森林管理の目的や計画に対する実行状況、森林施業が環境に及ぼす影響等について、毎年度継続して観察、点検を行い、よりよい森林経営のための基本資料とすべく実施するもので、監視項目、担当者、監視時期、方法、点検についてはモニタリング項目表兼実施記録表（様式編 22 頁）のとおりとするが、継続的に実施できるよう、できるだけ簡素化を図ることとする。

実施項目について協力を要請された担当者は、現地でのモニタリング結果をサイト管理者に報告し、報告を受けたサイト管理者は、不適合な点がないかを点検した後、代表者に報告する。

代表者は、モニタリング結果について、適時に広報誌等を活用するなど広く一般に公表するとともに、調査手法等を評価・検討し次年度のモニタリングに活かしていくこととする。

また、5年に一度の管理計画策定時に、新規計画に反映させるものとする。

・手法：「モニタリング手順書」〈Ⅲ資料編 21 頁〉のとおり

附記 本管理計画は公開することとする。

- 公開：1、名称及び連絡先
2、住田町の概要
3、認証対象林の概要と特徴
4、森林管理の原則
5、森林の管理方策
6、行動規範
ただし、関係様式等は除く。

附記 本計画書の実施期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日とする。
ただし、代表者が必要と認めた場合は、管理会での協議を経て計画の変更をすることが出来る。

附記 平成16年 4月 1日一部変更
平成17年10月19日一部変更
平成18年10月19日一部変更
平成19年10月23日一部変更
平成20年 8月 5日一部変更
平成22年10月19日一部変更
平成23年 8月26日一部変更
平成24年 7月17日一部変更
平成30年 3月26日一部変更
令和 元年10月10日一部変更
令和 2年10月 9日一部変更
令和 3年10月 4日一部変更
令和 4年10月 6日一部変更
令和 5年 8月29日一部変更
令和 6年 3月27日一部変更
令和 6年 9月24日一部変更